

# 措置状況報告書

監査の種類：財政援助団体等監査

監査対象補助事業：農林業振興公社運営補助金

報告部署名：農業振興課

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等
<p>対象団体：公益社団法人 豊後大野市農林業振興公社</p> <p>1 監査結果</p> <p>ア団体に対する事項 令和4年度農林業振興公社運営補助金について、改正前（令和5年3月31日以前）の豊後大野市補助金等交付規則第8条では、補助金等の交付の指令を受けたものが、事業に着手したときは事業着手届を提出しなければならないと規定していたが、交付指令書が交付される前に事業着手届が提出されていた。</p> <p>イ所管課に対する事項 豊後大野市農林業振興公社運営事業補助金交付要綱第4条では、「補助額は、第6条に定める補助対象経費を積算した額の70%以下とする。」とあるが、同要綱第6条の規定は、農林業振興公社の経常費用の内、どの経費が補助対象経費なのか不明瞭な規定となっており、補助額が同要綱第4条が定める70%以下になっているか確認ができなかった。</p>	<p>令和4年度は豊後大野市補助金等交付規則の認識不足により、市から交付指令書が交付される前に事業着手届を提出していた。令和5年度からは補助金等交付規則の改正により着手届が廃止されているが、これまで以上に補助金等交付規則に則った事務手続きをするよう徹底する。</p> <p>現行の豊後大野市農林業振興公社運営事業補助金交付要綱では補助対象経費の規定が不明瞭であったので、令和6年度中に補助対象経費を明確にした要綱に改正する。 また、補助対象経費と補助金の充当状況が分かる資料の提出を市農林業振興公社に求める。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置方針決定済</p>

# 措置状況報告書

監査の種類：財政援助団体等監査

監査対象施設：豊後大野市新規就農者技術習得研修施設

報告部署名：農業振興課

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等
<p>対象団体：公益社団法人 豊後大野市農林業振興公社</p> <p>1 監査結果</p> <p>ア団体に対する事項</p> <p>(1) 公の指定管理者の指定の手続等に関する条例第8条では、「毎年度終了後2月以内で市長が定める日までに、当該指定管理者が管理する公の施設に関し、規則に定める事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。」と定めているが、令和4年度については、6月8日に起案し、提出されていた。</p> <p>(2) 指定管理業務等仕様書「13 事業計画及び収支予算書」では、「毎年9月末までに次年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、提出するものとする。」と定めているが、提出されていなかった。</p>	<p>条例、規則等の内容を再度確認し、令和5年度は5月31日に提出をした。</p> <p>また、市農業振興課と協議し、提出期限の1月前に提出の連絡をいただくようお願いした。</p> <p>事業計画書及び予算書の提出について市農業振興課と協議し、令和6年度分については、令和5年12月28日に提出をした。あわせて、市農業振興課から、提出期限の1月前に提出の連絡をいただくようお願いした。</p> <p>令和6年度からは、指定管理業務等仕様書に定められた9月末の期限までに作成し提出をするよう改善する。</p>	<p>措置済</p> <p>措置方針決定済</p>